

## 平成16年度試験研究課題設定のための要試験研究問題提案・回答書

(整理番号)	<b>提案機関名</b>	西湘地区行政センター		
151				
※記入不要				
<b>要望問題</b> 地域性の高い栽培きこの品種（ナメコ）の変異対策技術の開発				
<b>要望問題の内容</b> 【 背景、内容、対象地域及び規模（面積、数量等） 】  西湘地区の簡易施設によるナメコ栽培は、「北条ナメコ」というブランド名で小田原市を中心に4t/年、販売は直売を中心に約400万円をあげており、生産者にとり重要な収入源となっている。しかし、平成14年秋頃からナメコの発生が不安定になり、現在ではほとんど発生しない状態である。原因は生産者が以前より使用していた品種（無登録品種）の特性が変異したためと考えられる。当該品種は昭和50年代から販売されていたが、現在では需要の減少と原菌活力が低下し品質保証ができないため、種菌会社では平成13年に販売を中止している。 当該品種に近い特性を持つ品種を他の種菌会社に問い合わせたところ、現在取り扱っていないとのことである。現在販売中の品種はいずれも空調施設での瓶栽培用で、子実体形状は切りナメコ（柄を切り水洗い後真空パック詰）に適した柄が細く傘が小さいタイプである。簡易施設での栽培法（袋栽培）には適しておらず、直売しやすい子実体形状（柄が太く傘が丸山型で見栄えが良く、身が締まっている）ではない。 そこで、変異した品種の発生不良問題解決と、変異予防技術開発を希望するものである。				
<b>解決希望年限</b>	①1年以内	<input checked="" type="checkbox"/> ②2～3年以内	③4～5年以内	④5～10年以内
<b>研究対応区分</b>	<input checked="" type="checkbox"/> ①研究所対応	②委託研究	③共同研究	④その他
<b>対応を希望する研究機関名</b>	①農業総合研究所（②根府川試験場 ③三浦試験場 ④津久井試験場） ⑤畜産研究所 ⑥水産総合研究所（⑦内水面試験場 ⑧相模湾試験場） <input checked="" type="checkbox"/> ⑨自然環境保全センター			

※ ここから下の欄は、回答者が記入してください。

<b>回答機関名</b>	自然環境保全センター			
部 署	研究部			
<b>対応区分</b>	①実施	②実施中	<input checked="" type="checkbox"/> ③継続検討	④実施済 ⑤調査指導対応 ⑥現地対応 ⑦実施不可
<b>試験研究課題名</b>	(①、②、④の場合)			
<b>対応の内容等</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ナメコ栽培現場では、種菌特性変異が原因の発生不良がしばしば見られています。</li> <li>・種菌メーカーでは主流の大規模空調施設栽培に適した品種に力を入れています。本県で主流の、簡易施設を利用した多品種少量栽培に適した品種は販売されていません。</li> <li>・「地産地消を推進し、地域の特性を生かせる品種」としての需要は根強いと思われます。</li> <li>・当センターには、遺伝資源として保存中の菌株コレクション中に、当該品種が存在します。</li> <li>・したがって、手法検討等を行い来年以降に課題化をしていきたいと考えます。</li> <li>・手法は当該菌株の再生、特性確認、本県のナメコ栽培に適した変異予防指針作成等です。</li> <li>・想定される実施方法は、林野庁普及事業の林業普及情報活動システム化が挙げられます。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の流れとしては、既往研究調査、研究手法の検討、課題化手法の検討をして参りたいと考えます。</li> </ul>				
<b>解決予定年限</b>	①1年以内	<input checked="" type="checkbox"/> ②2～3年以内	③4～5年以内	④5～10年以内
<b>備考</b>				

151 ナメコ変異検討案 02  
手持ち資料

- ・当センターの遺伝資源が特用林産業に直接役立つ機会である
- ・完全に変異した特性を回復させることは困難だが、一部（30%）以下の変異ならば回復可能（きのこ菌糸の変異判別および予防技術の開発 農林水産技術会議事務局研究成 No362 2000）
- ・当センター保存菌株の変異程度は小さいと考えられ、回復できる可能性は高い
- ・栽培現場と連動する試験となるので、普及事業（林務課林業専門技術担当）との調整が必要
- ・実施にあたっては、当該品種を県が生産者に提供する仕組みを構築しておく必要がある（現在の県規則では販売不可能）
- ・登録品種ではないので、権利関係問題は発生しない（木内 sp に確認済み）
- ・正式に販売するならば、類似品種の新規開発と品種登録が必要になり、作業量が増大する
- ・したがって、保存菌株特性確認と指針作成後は、現地適応試験の中で種菌提供する形としたい